

同志社大学政法会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、同志社大学政法会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を同志社大学内におく。

(支部)

第3条 本会に支部を設置することができる。支部に関する規程は、常務委員会において定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、建学の精神のもと、会員相互の親睦及び研鑽並びに関係諸団体との交流を図るとともに、同志社大学法学部、大学院法学研究科及び同志社大学の充実発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 卒業年別記念同窓会の開催等会員相互の親睦を図るための事業
- (2) 講演会、交流会、フォーラム、講座等の開催など会員の啓発に関する事業
- (3) 会報の発行、ホームページの運営等広報に関する事業
- (4) 同志社大学法学部、大学院法学研究科、法学会及び同志社校友会等との連携に関する事業
- (5) 同志社大学法学部及び大学院法学研究科の教育研究並びに在学生に対する助成に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第3章 会員及び会費

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、正会員、特別会員及び名誉会員とする。

(正会員)

第7条 正会員は、次のとおりとする。

- (1) 同志社大学法学部を卒業した者
- (2) 同志社大学大学院法学研究科を修了した者
- (3) 同志社大学法学部又は同志社大学大学院法学研究科に在籍した者で、常務委員会の承認を得た者

(特別会員)

第8条 特別会員は、同志社大学法学部の専任教員並びに専任教員であった者とする。ただし、第7条で規定する正会員を除く。

(名誉会員)

第9条 名誉会員は、本会のために特に功労のあった者で、常務委員会の推薦にもとづき総会において承認された者とする。ただし、第7条で規定する正会員は、名誉会員になることができない。

(会費)

第10条 正会員は、卒業の時までに、入会金及び終身会費として15,000円を納入しなければならない。

- 2 入会金及び終身会費の徴収は、同志社大学に委嘱する。
- 3 特別会員及び名誉会員は、第1項の会費等の納入を要しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常務委員 25名以内(法学部教員1名を含む。)
- (4) 委員 100名以内
- (5) 監事 3名以内
- (6) 顧問 若干名

2 前項第4号に定める委員の定員には、会長、副会長及び常務委員も含まれるものとする。

(役員を選任)

第12条 会長、委員及び監事は、第23条第8号にもとづき、会員の中から常務委員会の推薦を得て総会において選任する。

- 2 会長が委員以外の会員から選任された場合は、選任と同時に委員の役職を取得するものとする。
- 3 副会長及び常務委員は、委員の中から会長がこれを委嘱する。
- 4 同志社大学法学部長は、顧問に就く。
- 5 会長は、常務委員会の承認を得て、同志社大学政法会に深く貢献した会員に顧問を委嘱することができる。
- 6 役員候補者に係る選出手続き及び資格要件は、常務委員会において別に定めるところにより行う。

(役員職務)

第13条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務委員は、常務委員会に出席し、その分担業務を処理する。
- 4 委員は、所属する執行委員会に出席し、その分担業務を処理する。
- 5 監事は、本会の業務監査及び会計監査を行い、その結果を毎年度総会及び常務委員会に報告しなければならない。また、総会及び常務委員会に出席して意見を述べることができる。
- 6 顧問は、常務委員会に出席して意見を述べるができる。

(役員任期)

第14条 役員(顧問を除く。)の任期は、選任された日から2年後の定時総会の終結までとし、原則として再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、増員又は補欠により選任された役員(顧問を除く。)の任期は、他の在任者又は前任者の任期の残任期間とする。
- 3 顧問(同志社大学法学部長を除く。)の任期は、委嘱された日から2年内の最終の常務委員会の日までとし、原則として再任を妨げない。

4 任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。ただし、本会の業務遂行のために要した費用については、常務委員会において別途定める基準にもとづき支給する。

第5章 総会及び常務委員会

(総会)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第17条 定時総会は、原則として毎年11月に開催する。

2 臨時総会は、常務委員会において必要と認めたとき、又は100名以上の正会員から会議の目的たる事項及び開催の理由を記載したる書面により請求があったときに開催する。

3 前2項の規定にかかわらず、自然災害、感染症の流行などで総会を開催することが著しく困難と常務委員会が判断した場合には、総会の開催を中止することができるものとする。

(総会の招集、議長)

第18条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、開催日より2週間前までに各会員に対して、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した通知を発しなければならない。

3 前項の通知は、本会の会報又はホームページに記載してこれに代えることができる。

(総会承認事項)

第19条 次の事項は、総会においてその承認を受けなければならない。

- (1) 名誉会員の承認に関する事項
- (2) 役員(会長・委員・監事)の選任に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 会則の変更に関する事項
- (6) 常務委員会において必要と認めた事項

2 前項各号に定める事項については、その詳細を本会則で別段に定めるほか、各種規程により定める。

(総会議決の方法)

第20条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず、第17条第3項に該当する場合は、総会議決の代替措置として、会員は議決すべき議案に対して、書面又は電磁的方法による議決を行うことができる。なお、この場合の議決は、当該議決権を有効に行使した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

(常務委員会の構成)

第21条 常務委員会は、会長、副会長及び常務委員をもって構成する。

(常務委員会の招集、議長)

第22条 常務委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(常務委員会の権限)

第23条 次の事項は、常務委員会において決する。

- (1) 支部に関する規程の制定及び改廃に関する事項

- (2) 正会員の承認に関する事項
- (3) 顧問の承認に関する事項
- (4) 臨時総会開催に関する事項
- (5) 総会に上程する議題に関する事項
- (6) 会務に関する重要な事項
- (7) 資産管理に関する事項
- (8) 会長、委員及び監事候補者の推薦に関する事項
- (9) 執行委員会等本会内の組織設置に関する事項
- (10) 会則の施行について必要な事項
- (11) 自然災害、感染症の流行などによる総会開催の可否に関する事項
- (12) その他会長が必要と認めた事項

2 前項各号に定める事項については、その詳細を本会則で別段に定めるほか、各種規程により定める。

3 常務委員会は、第19条に定める総会の承認事項については、事前に審議の上議決しなければならない。

(常務委員会の開催と議決の方法)

第24条 常務委員会は、定時総会終了後、速やかに次年度の定時総会までの開催日程を決定し、これを実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、自然災害、感染症の流行などで常務委員会を開催することが著しく困難な場合には、会長は当該常務委員会を中止又は延期することができるものとする。

3 常務委員会は、原則として対面会議とするが、全部又は一部をオンライン会議で開催することができるものとする。ただし、全部をオンライン会議で開催する場合、オンライン会議の設備を有しない等の理由により議決権行使の困難な常務委員会構成員は、書面によって議決権を行使することができるものとする。

4 常務委員会の議事は、対面会議出席者及びオンライン会議参加者（前項ただし書に基づく書面による議決権行使者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、第2項に該当する場合は、第20条第2項の規定を準用する。この場合において、第20条第2項中「総会」とあるのは「常務委員会」と、「会員」とあるのは「常務委員会構成員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第25条 総会、常務委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者2名が署名（自署）のうえ、これを事務局で保管する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第26条 本会の資産は、会長の指示のもと、事務局が管理する。

(事業の管理)

第27条 本会の業務遂行に要する経費は、入会金、終身会費、寄付金、資産から生ずる果実及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、常務委員会の議決を経た上、総会の承認を受けなければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

2 前項により常務委員会の議決を経た事業計画及び収支予算は、新年度開始から総会の承認にいたるまでの期間においても執行することができるものとする。

(事業報告及び収支決算)

第29条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後速やかに会長が作成し、収支決算書、貸借対照表及び事業報告書とともに監事全員の署名(自署)した監査報告書をつけて常務委員会の議決を受けたうえ、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第7章 雑則

(会則の変更)

第31条 本会則の変更は、常務委員会の議決を経たうえ、総会においてその出席会員の3分の2以上の承認を受けなければならない。

(委任)

第32条 本会則の施行について必要な事項は、常務委員会の議決を経て会長がこれを実施する。

(個人情報の保護)

第33条 本会の個人情報の取り扱いについては、「同志社大学政法会の個人情報保護に関する基本方針」に従い万全を期するものとし、その詳細については別に定めるところにより行う。

(議決不能)

第34条 自然災害、感染症の流行などで総会及び常務委員会を開催することが著しく困難であり、かつ書面又は電磁的方法による議決が出来ない場合の対応については、別に定めるところにより行う。

附 則

1. 本会則は、1994年11月26日から施行する。

2. 経過措置

(1) 既卒業正会員については、第10条第1項の「卒業の時までに」を「本会設立後すみやかに」と、また、同条第2項の「徴収は、同志社大学に委嘱する」を「納入は、所定の方法による」と読みかえる。

(2) 第10条第1項の定めにかかわらず、2003年3月31日までに、入会金及び終身会費を納入する正会員は、その金額を10,000円とする。

附 則 本会則は、1997年11月15日から施行する。

附 則 本会則は、2000年11月25日から施行する。

附 則 本会則は、2001年11月17日から施行する。

附 則 本会則は、2005年11月6日から施行する。

附 則 本会則は、2018年11月11日から施行する。

附 則 本会則は、2019年11月10日から施行する。

附 則 本会則は、2020年11月8日から施行する。

附 則 本会則は、2022年11月13日から施行する。